

厚木愛甲環境施設組合障害者である職員の職業生活における
活躍の推進に関する取組に関する計画

1 機関名	厚木愛甲環境施設組合
2 任命権者	管理者 小林 常良
3 計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
4 厚木愛甲環境施設組合における障害者雇用に関する課題	<p>厚木愛甲環境施設組合（以下「本組合」という。）は、一般廃棄物（ごみ）の共同処理に関する合意書に基づき、厚木市、愛川町及び清川村で組織された職員総数が10人程度の小規模な一部事務組合であり、職員は、一般廃棄物（ごみ）の共同処理に係る経費の負担及び派遣職員に関する覚書に基づき構成市町村から派遣されるため、これまで本組合独自で職員の募集及び採用は行っていません。</p> <p>ただし、現在所属している派遣職員が中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）として障害者となるケースも考えられるため、本組合においても、障害者である職員が働きやすい職場の環境づくりに向けて、取り組んでまいります。</p> <p>障害者の活躍とは、障害者一人一人が、能力を有効に発揮できることであり、雇用・就業し又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、全ての障害者が、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指すことが必要です。</p> <p>また、障害者雇用を進めることについて、障害者の能力と業務の適切なマッチングが必要ですが、施設稼働前の工事期間中は、現場対応や非定型業務にも対応できる人材が必要となるため、構成市町村と調整しながら慎重に進めていく必要があります。</p> <p>なお、施設稼働後（令和7年12月予定）については、近隣のごみ中間処理施設等の運営を参考にしながら、障害者である職員の派遣の受入れが可能であるか、研究してまいります。</p>
5 目標	
(1) 採用に関する目標	<p>現に障害者である職員が在籍していないことに加え、在籍する職員は全て構成市町村からの出向者であり、独自に募集及び採用は行ってないことから、障害者雇用の推進に関する理解を促進するものとします。</p>

(2) 定着に関する目標	現に障害者である職員が在籍していないことに加え、在籍する職員は全て構成市町村からの出向者であり、独自に募集及び採用は行っていないことから、障害者雇用の推進に関する理解を促進するものとします。
6 取組内容	
(1) 障害者の活躍を推進する体制整備	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として事務局次長を選任します。 ○ 構成市町村が実施する、障害に関する理解促進・啓発に関する研修会に参加するように努めます。 ※ 中途障害者が在籍していることを想定しています。 	
(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者である職員から相談があった場合は、労働局に相談するとともに、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。 ※ 中途障害者が在籍していることを想定しています。 	
(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者である職員からの要望に基づき、職務環境の整備や就労支援機器（拡大読書器等）の導入を検討します。 ○ 障害者である職員からの要望に基づき、作業マニュアルのカスタマイズやチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討します。 ○ 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。 ○ 基本研修及び特別研修に加え、各種派遣研修等を通じて、実務能力や専門性の向上を図ります。 ○ 定期的な面談及び必要に応じた随時面談を実施し、障害者である職員の状況把握・体調配慮を行います。 ○ 中途障害者について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備、通院への配慮等を行います。 ○ 本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じます。 ※ 中途障害者が在籍していることを想定しています。 	
(4) その他	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。 	